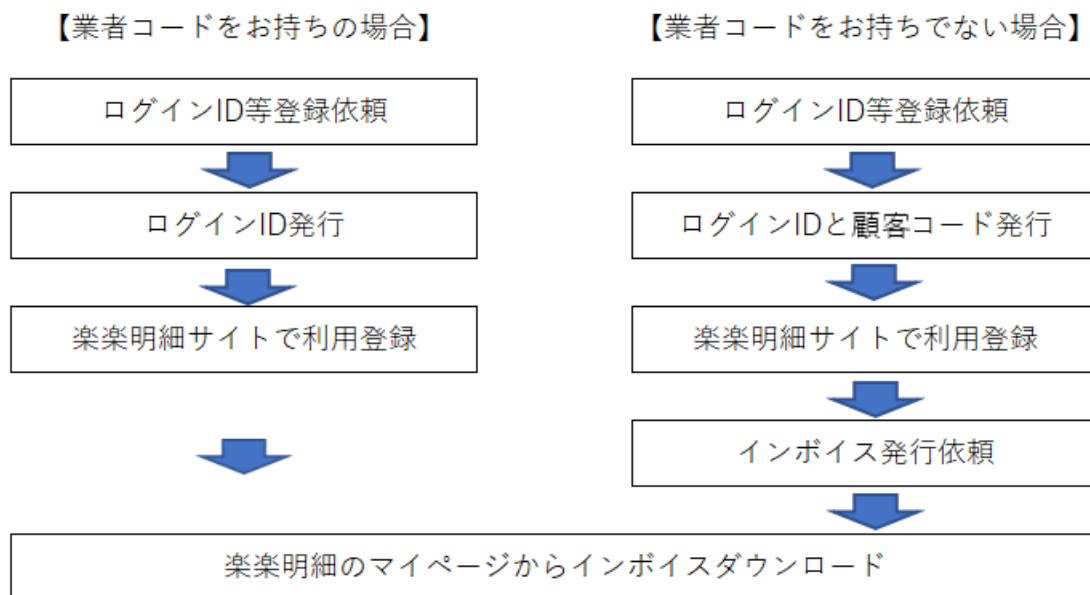


手数料明細書（インボイス）の発行手順について

手数料明細書（インボイス）の発行が必要な場合は、下記手順による手続きをお願いいたします。

業者コードをお持ちでない企業様におかれましては、3. の手順も加わりますことにご留意願います。

【手順のイメージ】



1. 事前登録

まず、gyoumubu-invoice@pmda.go.jp（迷惑メール防止対策をしているため、送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。以下同じ）あて、メール件名に【ID依頼】の文字を入れたうえで様式1「ログインID等登録依頼書」の送付をお願いいたします。

ログインIDを返信いたしますので、2. の手続きをお願いいたします。

なお、業者コードをお持ちでない場合は、ログインIDと併せて業者コードに替わる顧客コードも返信いたします。

※ 上記「ログインID等登録依頼書」提出後に、業者コードの新規取得または変更が行われた場合は、上記と同じ手順で様式2【業者コード等変更登録書】の送付をお願いいたします（ただしメール件名は【変更登録】としてください）。

※ 付与されるログインIDは各企業一つまでとなります。

2. 楽楽明細への利用登録

<https://www.invoice.pmda.go.jp/invoice.pmda/mypage/> にアクセスいただき、「新規でご登録のお客様はこちら」から楽楽明細を利用するメールアドレスを送信ください。

その後、「【PMDA インボイス発行サービス】仮登録通知メール」が届きますので、メールの内容に従い、5日以内に利用登録の手続きをお願いします。

利用登録の際、「顧客コード」、「ログインID」、「パスワード」を入力する画面になりますので、それぞれ、業者コード（お持ちでない企業は上記1で発行した顧客コード）、ログインID（上記1で発行したログインID）、パスワード（パスワードの入力ルールに従い、任意の8～20文字）を入力し、その後は画面の指示に従って利用を開始してください。

ログインIDとパスワードは今後ログインする際に必要になりますので、失念しないよう

にしてください。

今後は手数料明細書が発行されましたら、楽楽明細内の貴社のマイページ内にアップロードされるとともに、登録いただいたメールアドレスあてにアップロードされたことをお知らせするメールが届きます。

作業は以上になります。ご不明な点がございましたら、gyoumubu-invoice@pmda.go.jp あてメールをしてください。

3. 業者コードをお持ちでない場合

業者コードをお持ちでない場合は、上記1～2に加えて、案件ごとに「インボイス発行依頼書」を提出して初めてインボイスが発行されます。gyoumubu-invoice@pmda.go.jp あて、メール件名に【インボイス発行】の文字を入れたうえで様式3「インボイス発行依頼書」の送付をお願いいたします。

手数料明細書が発行されるタイミングは、役務の全部の提供を完了した日（例えば相談業務であれば相談記録の発出日等）から1か月後を目安にお考え下さい。

なお、業者コードをお持ちの場合は「インボイス発行依頼書」を提出しなくてもインボイスが発行されますので提出は不要です。